

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校校舎等整備費	2,554,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を 含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元 金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができる。
医科大学整備費	103,000			
府立大学施設整備費	77,000			
医科大学附属病院等整備費	1,162,000			
府立図書館改修費	4,000			
府指定文化財等保存修理事業費	140,000			
郷土資料館改修費	32,000			
私立学校教育振興補助金	135,000			
自然災害防止事業費	649,000			
単独災害土木復旧事業費	300,000			
現年発生補助災害土木復旧事業 費	219,000			
国直轄災害復旧事業費負担金	111,000			
過年発生補助災害土木復旧事業 費	46,000			
京都府水道事業会計出資金	96,000			
退職手当債	3,000,000			

臨時財政対策債	37,700,000			
計	106,183,000			

第17号議案

京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件

京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和2年2月13日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、知事等（同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の府に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 府は、知事等の府に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数に乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員又は内水面漁場管理委員会の委員 2

第17号議案 京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件

エ 職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗

じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、同日以後の行為に基づき損害賠償責任について適用する。

第21号議案

京都府旅費条例一部改正の件

京都府旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月13日提出

京都府旅費条例の一部を改正する条例

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

京都府知事 西 脇 隆 俊

第23号議案

管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月13日提出

京都市知事 西脇 隆俊

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第23号議案 管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

第34号議案

職員の給与等に関する条例一部改正の件

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月13日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第37条第3項中「昭和46年法律第77号」の右に「。以下「給特法」という。」を加え、同条第4項中「任命権者」を「京都府教育委員会」に改める。

第3章第1節中第37条の4の次に次の1条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の勤務時間の管理）

第37条の5 義務教育諸学校等の教育職員の勤務時間の管理は、給特法第7条第1項に規定する指針を踏まえ、京都府教育委員会の定めるところにより行われるものとする。

第47条の表第37条第1項の項中「第37条第1項」の右に「、第37条の2第1項及び第2項、第37条の3第1項、第37条の4第1項」を加え、同表第37条第4項の項を次のように改める。

第37条の5	京都府教育委員会	市町村教育委員会
--------	----------	----------

第47条の表第37条の2第1項及び第2項、第37条の3第1項、第37条の4第1項、第39条第1項、第41条第3項、第44条第1項、第44条の3第2項、第45条の3、第45条の5並びに第45条の6の項中「第37条の2第1項及び第2項、第37条の3第1項、第37条の4第1項。」を削る。

第34号議案 職員の給与等に関する条例一部改正の件

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。